

# 大学における教育課程の共同実施制度に係る教育職員免許法施行規則の改正について

## 1. 概要

平成20年11月13日の大学設置基準（昭和49年文部省令第28号）等の改正により、大学における教育課程の共同実施制度が平成21年度より導入される。このことにより、複数の大学で授業科目を分担して開設し、同一の教育課程（共同教育課程）を編成することが可能となる。

当該制度を用いて編成された共同教育課程が課程認定を受ける場合に対応するため、教育職員免許法施行規則を改正する。

（教育課程の共同実施制度の概要）

- ・ 共同教育課程を編成する構成大学それぞれに学科等の実施組織（共同学科等）を設置
- ・ 構成大学は、一の大学が開設する授業科目を、その他の大学の教育課程の一部とみなして、同一内容の教育課程（共同教育課程）を編成

## 2. 改正内容

現在、課程認定大学は、免許状授与の所要資格に必要な授業科目を「自ら開設」しなければならないこととなっている（教育職員免許法施行規則第22条第1項）が、共同教育課程については、他の大学で開設する授業科目を、それぞれの大学が自ら開設したものとみなす旨の例外規定を設ける等必要な規定の整備を行う。

○ 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）

第二十二条 認定課程を有する大学は、免許状授与の所要資格を得させるために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成しなければならない。

2～4 （略）

## 3. 施行時期

教育課程の共同実施制度の導入時期と合わせ、平成21年4月1日とする。

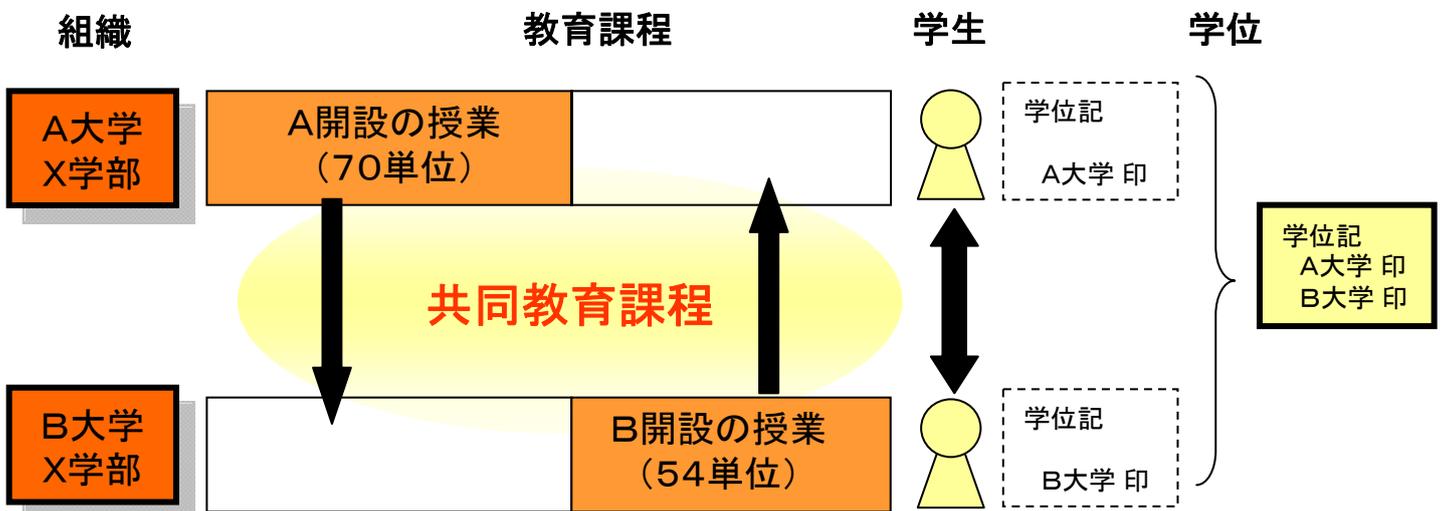
# 大学における教育課程の共同実施制度

## ■制度の趣旨

○経済・社会のグローバル化の中、大学は「知の拠点」として各地域の活性化への貢献とともに、国際的な大学間競争の中で新たな学際的・先端的領域への先導的な対応も必要。

○このため、複数の大学がそれぞれ優位な教育研究資源を結集し、共同でより魅力ある教育研究・人材育成を実現する大学間連携の仕組みを整備するもの。

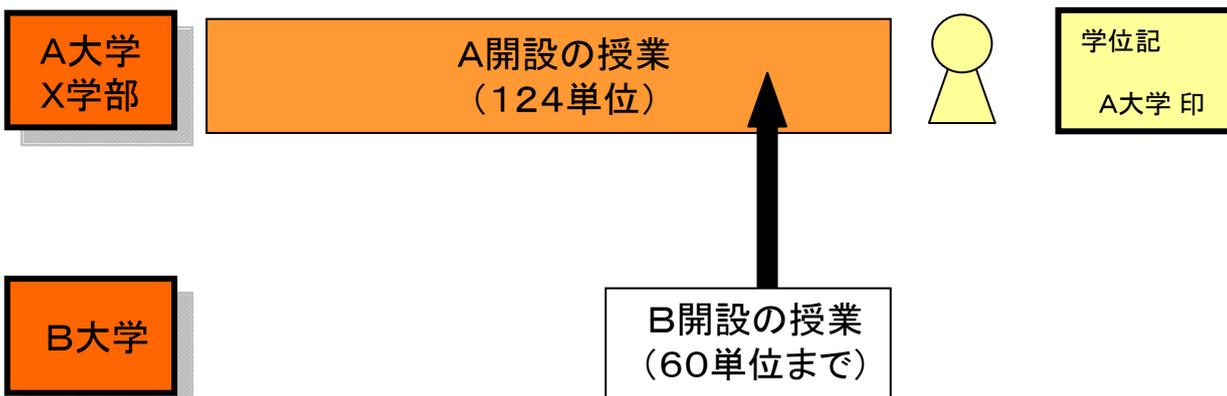
## ■学部段階の場合のイメージ



※構成大学のうちの他の大学における授業科目の履修を自大学の授業科目の履修とみなす。

※授業科目を「自ら」開設すること(大学設置基準第19条)の特例

## (参考) 現行の単位互換



## ■大学における教育課程の共同実施制度の主なポイント

### (実施組織)

○共同教育課程を編成する**構成大学それぞれに学科等の実施組織(共同学科等)を設置**

### (教育課程)

○構成大学は、一の大学が開設する授業科目を、その他の大学の教育課程の一部とみなして、**同一内容の教育課程(共同教育課程)**を編成

○いずれの大学も主要授業科目を**必修科目**として開講

○大学は**共同教育課程のみ**を実施することは**不可**(他に通常の学科等が存在していることが必要)

### (卒業要件)

○学生はそれぞれの構成大学において当該共同教育課程の開設した授業科目の**単位をそれぞれ一定数以上取得**

(例: 学士課程の場合31単位以上、修士・博士課程の場合10単位以上)

### (学位)

○共同学科等の課程を修了した者に構成大学による**連名の学位(共同学位)**を授与

### (各共同学科の教員)

○共同学科等の教員は、**いずれかの構成大学に所属**。

○各共同学科等ごとに必要な専任教員の数は、

- ・(各共同学科等を一つの学部等とみなして)全体の収容定員に応じ算定される合計専任教員数を算定し、
- ・合計専任教員数を各共同学科等ごとの収容定員の割合に応じて按分(大学別専任教員数)
- ・ただし、大学別専任教員数が分野ごとに現行の設置基準で考えられ得る最小の教員数(最小専任教員数)に満たないときは、専任教員の数を最小専任教員数とする。

※大学院については一定の範囲内で共同を組む共同専攻間での教員の兼務を認める。

### (学生)

○**事実上の所属大学を決定**(※法的には共同学位を授与することから学生は全ての構成大学に重複在籍をするものと整理。)

### (校地・校舎)

○各共同学科ごとの校地・校舎面積は、

- ・全体の収容定員に応じ算定される合計面積を、各共同学科ごとの収容定員の割合に応じて按分
- ・ただし、**構成大学全体として十分な校地・校舎面積を有する場合であり、かつ、教育研究に支障がない場合**には、各構成大学毎に上記の面積を保有することを要しない。

## ■今後のスケジュール

平成21年3月～ 共同学科・学部等の認可申請等の手続き

平成22年4月 共同学科・学部等の開設

## ■(参考)大学における教育課程の共同実施制度に関する提言、決定等

### ○中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」(平成17年1月28日)

#### 第2章 新時代における高等教育の全体像

#### 2 高等教育の量的変化の動向

##### (2)地域配置に関する考え方

地方における高等教育の支援や地方振興に資するため、高等教育機関相互のコンソーシアム(共同事業体)形成支援や高等教育機関を核とした知的クラスターの形成支援を充実することも重要と考える。

#### 第5章 「高等教育の将来像」に向けて取り組むべき施策

#### 2 将来像に向けて具体的に取り組むべき施策

##### (2)中期的に取り組むべき重要施策

##### ②高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化についての関連施策

○設置形態の枠組みを超えた高等教育機関間の連携協力による教育・研究・社会貢献機能の充実・強化を一層促進する必要がある。

### ○「社会総がかりで教育再生を―第二次報告―」(平成19年6月1日教育再生会議)

#### 提言4 国公立大学の連携により、地方の大学教育を充実する

【国公私を通じた「大学地域コンソーシアム」や大学院の共同設置】

○大学は、自主性・自律性をもって、社会の変化や時代の要請に応じた学部学科の再編、他大学との連携協力、組織運営改革等に取り組む。

○国は、地域の人材育成や地域経済の活性化のため、国公私を通じた地方における「大学地域コンソーシアム」(※)を形成することを支援する。

※大学地域コンソーシアム:特定の事業を目的として、大学間又は(複数の)大学と地域等で構成される連携組織

○国は、国公私を通じ複数の大学が大学院研究科等を共同設置できる仕組みを創設する。

### ○「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)

#### 第1章 成長力の強化 1. 成長力加速プログラム

#### Ⅲ 成長可能性拡大戦略―イノベーション等

##### 【具体的手段】

##### (2)大学・大学院改革

##### ④国公立大学の連携による地方の大学教育の充実

・自主性・自律性をもって、大学が行う社会の変化や時代の要請に応じた学部学科の再編、他大学との連携協力、組織運営改善等の取組を支援する。

・国公私を通じ、複数の大学が大学院研究科等を共同で設置できる仕組みを平成20年度中に創設することを目指す。

・国公私を通じた地方の「大学地域コンソーシアム」の形成を支援するための措置を平成20年度から講ずる。

(例) 大学院修士課程(自動車工学専攻)の場合【全体収容定員140人】

	A大学	B大学	備考
	〔収容定員 90名 (入学定員45名)〕	〔収容定員 50名 (入学定員25名)〕	
<b>教育研究</b>			
カリキュラム (開設科目)	情報通信 組込みシステム技術 脳情報工学 人間親和性技術 など	LSI設計技術 情報アーキテクチャ 制御・計測工学 など	A大学・B大学連名の 「修士(自動車工学)」 の学位を授与
教員 (研究指導教員)	6人	4人	合計研究指導教員数 は10
学生の単位修得 (例)	18単位	12単位	全体で30単位必要
研究指導	A・B大学の教員による研究指導		主担当、副担当として 双方の教員が研究指導 に関与
<b>その他の 主な運営事項</b>			
入試	A・B大学が共同で入試を実施		(A・B大学がそれぞれ 入試を実施する場合も あり得る)
学生の 本籍大学	学生の意向に基づき調整		(上記の入試の取扱いに 基づき決定)
学生証	A・B大学連名の学生証を発行		
施設利用	A・B大学いずれの施設も利用可		
学生トラブル への対応	構成大学の委員会において判断		